

# 税の申告相談

問合せ 税務課 内線 250・350

## 本町での申告相談会場

会場	日程	受付時間
野間公民館	2月 7日(水)	午前9時～午後1時
奥田公民館	2月 8日(木)	午前9時～午後1時
上野間公民館	2月 9日(金)	午前9時～午後1時
小野浦老人憩いの家	2月 13日(火)	午前9時～10時30分
古布老人憩いの家	2月 13日(火)	午後1時～3時
布土公民館	2月 14日(水)	午前9時～午後1時
美浜町役場	2月 16日(金)～3月 15日(金) ※土・日・祝日は除く	午前9時～11時 午後1時～4時

予約

役場での申告相談は、**事前予約**を受け付けます。  
会場での待ち時間短縮のため、予約することをおすすめします。

- (注意) 上野間公民館の日程が例年と違います。ご注意ください。
- (注意) 公民館等で申告相談がある日は、役場内では申告相談はできません。
- (注意) 各会場で申告相談を受けるためには、予約または入場整理券が必要になります。

## 税務署の確定申告会場のお知らせ

令和5年分の税務署の確定申告会場は、半田赤レンガ建物です。詳細については  
広報みはま2月号をご覧ください。

(問合せ) 半田税務署 ☎21-3141(代表)

(注意) 半田赤レンガ建物への問い合わせは、ご遠慮ください。

## ご自宅から確定申告ができます

マイナンバーカードとICカードリーダーライター又はマイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、e-Tax(電子申告)を利用して申告書を提出できます。

また、事前に税務署でID・パスワードの発行手続きを行っていただければ、  
マイナンバーカードとICカードリーダーライター等をお持ちでない方でも、  
e-Taxをご利用できます。

書面での提出より還付金を早く受取れることや、第三者作成書類の  
添付省略ができる e-Tax をぜひご利用ください。



# 申告相談の予約を受け付けます

申告相談会場の混雑防止対策として、役場内申告相談会場での申告相談を一部予約制とさせていただきます。

予約を受け付けるのは、当日の受付予定人数の半分を上限とします。

予約が埋まらなかった場合は、当日に入場整理券として配布します。

## ■予約開始時期

2月1日(木)午前9時から予約を受け付けます。

## ■予約方法

予約したい日の前日午後4時までに窓口、FAX、インターネットのいずれかの予約方法で予約をしてください。

## 電話での予約は受け付けておりません。

### ◆税務課窓口での予約



- ①役場の開庁日に税務課住民税係の窓口にお越しください。
- ②希望する日時の空き状況を確認後、予約時間をお伝えします。  
(補足)予約時間は30分単位で時間指定ができます。

### ◆FAXでの予約(24時間受付、予約確定が翌開庁日になることがあります。)



- ①氏名・希望日時などを裏面の予約票に記載してFAXで送信してください。
- ②希望する日時の空き状況を確認後、予約時間をFAXで返送します。  
(補足)「午前」「午後」「どちらでもかまわない」から選択してください。  
予約時間は希望された時間帯の中から町が指定します。

### ◆インターネットでの予約(24時間受付)



- ①町ホームページか右の2次元コードから予約フォームにアクセスしてください。



- ②希望日時を選択し、必要事項を入力して予約してください。  
(補足)予約時間は30分単位で選択できます。  
(注意)予約当日に予約内容を確認できるものを持ってきてください。

【2月1日から】  
予約はこちら



## ■予約するときの注意点

○複数人の方の申告相談を予約される場合は、代表者1名のお名前でご予約してください。

○同一の方から複数の予約があった場合は最新の予約を有効とし、その他の予約はキャンセル扱いとさせていただきます。

## ■予約のキャンセル・変更

予約日の前日の午後4時までに窓口・FAXでの予約の場合は電話、インターネットでの予約の場合は予約フォーム上でキャンセル・変更してください。

上記の期限以降にキャンセル・変更がある場合は、予約方法にかかわらず電話でお問合せください。

※この太枠の中だけ記入してください。※

## 『美浜町役場内申告相談 予約票』

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 美浜町 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

返信用FAX番号 \_\_\_\_\_

(注意) FAXで予約する方は、予約時間の返信のために必ずFAX番号を記載してください。

予約希望日時 (2月16日(金)～3月15日(金) 土・日・祝日を除く)

希望順	希望日	希望時間帯
1	月 日( )	1. 午前 (9時～11時受付分) 2. 午後 (1時～ 4時受付分) 3. どちらでもかまわない
2	月 日( )	1. 午前 (9時～11時受付分) 2. 午後 (1時～ 4時受付分) 3. どちらでもかまわない
3	月 日( )	1. 午前 (9時～11時受付分) 2. 午後 (1時～ 4時受付分) 3. どちらでもかまわない

### ■注意事項■

- ◎FAXでの予約は時間帯での予約になるため、確定の予約時間は町が指定します。時間指定をして予約したい場合は、税務課の窓口かインターネットでの予約をしてください。
- ◎一度に複数人の申告相談を予約する場合は、代表者の方の氏名で予約をしてください。

※美浜町使用欄※

## 予約確定のお知らせ

あなたの予約時間は 月 日( ) 時 分です。

この予約票を持って予約時間以降に会場までお越しください。

(注意) 予約時間から30分以上遅れると長時間お待ちいただくことがあります。

# FAX 82-1387

# 確定申告と住民税申告の要件

## ①確定申告をしなければならない場合

- (1) 給与収入が 2,000 万円を超える人
- (2) 1 か所から給与を受け、給与と退職所得以外の所得の合計が 20 万円を超える人
- (3) 2 か所以上から給与を受け、年末調整した主たる給与以外の給与の収入と、給与と退職所得以外の所得の合計が 20 万円を超える人
- (4) 公的年金等の所得があり、計算すると所得税がかかる人
- (5) 給与や公的年金等以外の所得があり、計算すると所得税がかかる人
- (6) 給与の支払いを受ける際に源泉徴収されないことになっている人

※確定申告をする人で退職所得がある場合は、退職所得を申告する必要があります。

## ②確定申告をしなくていい場合

- (1) 公的年金等の収入が 400 万円以下で、公的年金等以外の所得があり、その金額が 20 万円以下の人

※外国の年金などの源泉徴収対象とならない年金の支給を受ける場合は、確定申告が必要です。

## ③確定申告と住民税申告をしなくていい場合

- (1) 1 か所から給与を受け、年末調整をしている人
- (2) 公的年金等の収入のみで各種控除を追加して申告しない人

## ④住民税申告をしなければならない場合

- (1) 要件の①と③の両方に該当しない人
- (2) 要件の②に該当する人
- (3) 収入がないが、所得証明や課税証明が必要な人
- (4) 下の i ~ iii に該当し、給与・年金の報告がない方
  - i. 国民健康保険に加入している人
  - ii. 国民健康保険に加入している人の世帯主の人
  - iii. 後期高齢者医療保険に加入している人

### 住民税申告書の発送は ありません

必要な方は、税務課までお越しいただくか、町 Web ページからダウンロードしてください。

こちらから  
ご覧いただけます。



# 申告時にご注意ください

- 専従者控除額又は上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除額を適用する場合は、納税通知書が送達される時までに各種申告書を提出してください。納税通知書の送達後に各申告書を提出された場合は、町県民税へ適用されません。
- 所得税と町県民税のそれぞれで上場株式関係の所得の課税方式を選択することができる制度は、令和 4 年分の申告を最後に廃止されました。令和 5 年分の申告より所得税で選択した課税方式が町県民税でも自動的に適用されます。

# 申告をするために必要なもの

## ■ 身分確認書類

マイナンバーカード



または



①マイナンバー確認書類(下記のどちらか一つ)  
現住所記載の通知カード、マイナンバー記載の住民票



②身元確認書類(下記のいずれか一つ)  
運転免許証、パスポート、健康保険証、障害者手帳、  
在留カード、その他身元が確認できる書類

(注意) 代理人が申告する場合は、上記の書類の写しの添付が必要です。

## ■ 所得を確認できる書類 (主なもの)

給与・年金所得	支払者が発行する源泉徴収票
営業、農業、不動産所得	収支内訳書などの収支をまとめたもの
個人年金収入、満期(解約)保険金	支払者が発行する受取金額と必要経費がわかるもの
報酬金・配分金	支払調書、必要経費のわかるもの
特定口座での配当・譲渡所得	特定口座年間取引報告書

## ■ 控除を受けるための書類 (主なもの)

社会保険料控除	控除証明書、領収書、申告用の社会保険料控除資料
小規模企業共済等掛金控除	保険会社などの発行する掛金額の証明書
生命保険料控除、地震保険料控除	保険会社などの発行する各種保険料控除証明書
医療費控除	医療費控除の明細書、医療費のお知らせ
配偶者(特別)、扶養控除	扶養になる人の所得、個人番号(マイナンバー)のわかるもの
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
勤労学生控除	学生証、在学証明書
寄附金控除	寄附金の領収書、証明書など
住宅借入金等特別控除(2回目以降)	税務署の発行する証明書、借入金の年末残高証明書

## ■ その他の書類

- ◆申告する方のご本人名義の口座情報(銀行名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義)
- ◆利用者識別番号(16桁)が確認できるもの(税務署の申告案内ハガキ、町からの通知など)
- ◆予約内容がわかるもの(町からの通知、予約受付完了メールなど)

# 申告用の社会保険料控除資料を郵送します

2023年1月から12月に普通徴収(納付書払い、口座振替)で納付した「国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料」の金額を1月下旬に「確定申告・住民税申告のお知らせ」のハガキに記載して郵送します。所得税や住民税の申告をする際の資料としてご活用ください。

なお、特別徴収(年金からの天引き)については含まれていません。年金機構から送付される源泉徴収票の摘要欄に【社会保険料の内訳】が記載されているので、そちらでご確認ください。



# ふるさと納税のワンストップサービスを申請した方へ

確定申告をすると、ふるさと納税のワンストップサービスが適用できなくなります。確定申告をする際は寄附金控除の欄への記載漏れにご注意ください。

1表

35	36	37	38
雑損控除	医療費控除	寄附金控除	

2表

住民税・事業税に関する事項	
非上場株式の 少数配当等	非居住者の 配当割額 控除額
株式等譲渡 所得割控除額	基幹、公的年金等以外の 所得に係る住民税の課税方式 特別徴収 自分で納付
都道府県、市区町村 への寄附 (特別控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附
都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附

# 医療費控除の申告をする方へ

医療費控除を申告する場合は、医療費の明細書の添付が必須です。医療を受けた方・医療を受けた病院等の名称・医療費の種類ごとに医療費をまとめた明細書を作成する必要があります。(注意)領収書と医療費の合計額だけでは申告ができません。(注意)領収書を提出する必要はありませんが、原本を5年間保存する必要があります。(注意)健康組合などが発行する医療費通知の原本(医療費のお知らせなど)を添付することにより、明細の記入を省略することができます。

### 5年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田免106番地 氏 名 美浜 太郎

**1 医療費通知に記載された事項**

高額療養費や生命保険契約等により補てんがある場合は、その金額を記載します。 ※その給付の原因となった傷病に係る医療費の額が上限となります。	(1) 医療費通知に記載された医療費の額 210,000 円	(2) 11のうちその年中に実際に支払った医療費の額 210,000 円	(3) 11のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 0 円
--	-----------------------------------	---	--------------------------------------

**2 医療費(上記1以外)の明細**

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) 11のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
美浜太郎	A病院	診察・治療 医薬品購入	105,000 円	50,000 円
美浜花子	A病院	診察・治療 医薬品購入	80,000 円	0 円
<b>2 の 合 計</b>			190,000 円	50,000 円

**3 控除額の計算**

支払った医療費 (合計)	400,000 円	A
保険金などで補てんされる金額	50,000 円	B
差引金額 (A-B)	350,000 円	C
所得金額の合計額	2,000,000 円	D
D × 0.05 (赤字のときは0.0)	100,000 円	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	100,000 円	F
医療費控除額 (F-B)	250,000 円	G

**医療費のお知らせ**

美浜太郎	A病院	2,000 円
美浜太郎	B病院	1,000 円
美浜花子	A病院	1,000 円
...		
患者負担合計		210,000 円

**医療費のお知らせに記載のない分の領収書**

領収書 2023/11/19 美浜太郎	5,000 円
領収書 2023/12/10 美浜太郎	105,000 円
領収書 2023/12/10 美浜花子	30,000 円
領収書 2023/11/28 美浜花子	50,000 円

# 申告についてお願い

確定申告と住民税申告は自己申告です。申告書が送られてこなかったり、お知らせがなかったりしたからといって申告をしなくてもいいということではありません。申告をしなければならぬ要件(18 ページ)を確認し、ご自身で判断してください。